

## 駐留軍用地跡地利用状況（平成27年3月31日現在）

### 1 調査の概要

駐留軍用地の跡地利用状況を把握し、今後の跡地利用行政の参考資料とするため、昭和36年1月1日から平成27年3月31日までに返還された米軍施設・区域及びVOA通信所の跡地を対象として、関係する市町村への聞き取りにより調査したものです。

### 2 駐留軍用地跡地の利用状況(概要)

昭和36年1月1日から平成27年3月31日までに返還された駐留軍用地は、12,628.6haとなっています。そのうち、公共事業により整備されたもの(実施中及び計画を含む。)は4,886.4haで、返還面積の39%を占めています。

利用形態では、まず、個人、企業による利用が3,918.5haで31%、次いで保全地が4,011haで31%、公共の利用は2,621.8haで21%、自衛隊の利用は488.8haで4%、米軍への再提供が320haで3%、また、利用困難地等については1,278.2haで10%となっています。

返還された駐留軍用地は、主に土地区画整理事業や土地改良事業等の公共事業や民間による開発が行われており、都市地区の住宅地や商業地の確保、必要な公共事業の整備、農地または工業用地としての利用等により地域振興に大きな役割を果たしています。

※平成26年度末時点調査において面積等の精査をしたところであり、各市町村毎の返還面積等について若干の変更があります。

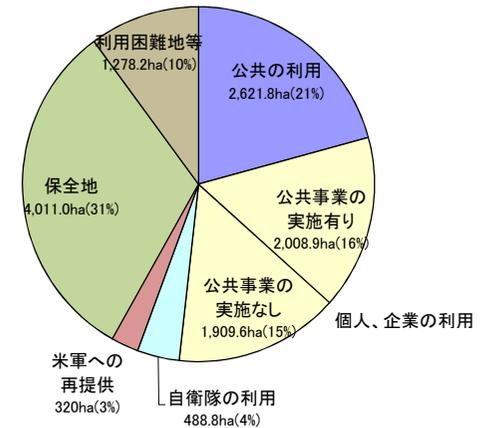
### 3 返還跡地整備利用状況(総括表)

平成27年3月31日現在（単位：ha、%）

返還面積	公共事業の実施状況							
	完了		実施中		計画中		合計	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
12,628.6	4,483.6	36	267.4	2	135.4	1	4,886.4	39

公共、個人、企業、自衛隊、米軍再提供、保全地等の利用の別													
公共の利用	個人、企業の利用						自衛隊の利用	米軍への再提供	保全地	利用困難地等			
	公共事業の実施あり		公共事業の実施なし										
面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%		
2,621.8	21	2,008.9	16	1,909.6	15	488.8	4	320.0	3	4,011.0	31	1,278.2	10

駐留軍用地跡地整備利用状況（返還面積：12,628.6ha）



#### (1) 公共事業による整備

公共事業により整備対象になっている跡地は4,886.4haで、返還面積の39%を占めています。そのうち、4,483.6haは事業が完了しており、事業実施中が267.4ha、事業計画中は135.4haとなっています。北部地域では、土地改良事業、農地開発事業、水資源、道路整備等の事業が実施され、また、中南部地域においては商業地及び宅地開発や公共施設用地の需要が高く、都市地域を中心に、土地区画整理事業や公共施設整備事業が主に実施されています。また、都市近郊の農村地域では、土地改良総合整備事業や農業基盤整備事業等が実施されています。

#### (2) 公共の利用

公共の利用は、2,621.8haで、返還面積の21%を占めています。国、地方公共団体、公社、公益団体等による道路やダム用地等の各公共施設用地等、公共の利用に供されます。

#### (3) 個人、企業の利用

個人、企業の利用は、3,918.5haで返還面積の31%を占めています。そのうち、公共事業が実施されたものが2,008.9haで16%、それ以外が1,909.6haで15%となっています。

#### (4) 自衛隊の利用

米軍から引き継がれ、自衛隊基地として利用されている跡地は488.8haで、返還面積の4%を占めています。その多くは南部地域に集中し、航空自衛隊那覇基地(那覇空軍・海軍補助施設)、航空自衛隊知念高射教育訓練場(知念第2サイト)、航空自衛隊久米島分屯基地(久米島航空通信施設)等があります。

#### (5) 米軍への再提供

米軍からの返還後、再度米軍に提供された跡地は、320haで、返還面積の3%を占め、その大部分が北部地域の北部訓練場です。

#### (6) 保全地の利用

保全地として利用されている跡地は4011haで、返還面積の31%を占めています。その大部分が北部地域にあり、自然環境保全林、水源涵養林、災害防備林等良好な自然環境の保全が図られています。

#### (7) 利用困難地等について

跡地利用の困難な土地、未利用地等は1,278.2haで返還面積の10%を占めています。跡地関係市町村においては、地権者等の調整等、可能な限り跡地の有効利用の推進に努めているところではありますが、傾斜地や離島など地形・地理的に利用が困難なことや、細切れ返還等の理由により有効利用が図りにくい状況にあります。

なお、利用困難地等には、跡地利用計画が未確定の場合や、返還後、支障除去期間や土地区画整理事業期間中により、一時的に利用が出来ない状況の土地を含んでいます。